

学会誌への投稿記事の採否に関する判断基準

日本原子力学会編集委員会

学会誌への投稿は、記事原稿の作成に先立ち、記事提案書（学会 HP に記載）の提出が必要となります。提出された記事提案書は編集委員会で審議し、通過したものについて記事原稿を提出していただくことにしています。

投稿記事の内容については著者に責任がありますが、編集委員会がおこなう記事提案書の審議と、記事提案書に基づいて執筆された記事原稿の校閲に際し、下記のいずれかに該当すると判断した場合や、記事提案書と異なる内容の原稿が提出された場合は、学会誌に掲載することをお断りすることになっています。

- (1) 事実を無視し、あるいは歪曲した意見。
- (2) 真偽が不明な内容を含む場合。
- (3) 文章に論理性がない場合。文章が意味不明な場合。
- (4) 掲載することにより、学会の品位に傷がつく恐れがある場合。
- (5) 良識に欠けると思われる意見。例えば、個人あるいは組織の中傷・誹謗、一方的な決めつけなど。
- (6) 美醜、好悪に類する判断に依拠している場合。
- (7) 法律上または倫理的に問題があると判断される場合。
- (8) 商業的な広告・宣伝などを目的とする場合。
- (9) すでに掲載された記事と同様の内容である場合。
- (10) 会員にとって掲載する価値がない場合。
- (11) 余り期間を空けない同一者からの投稿。

(註1) 記事提案書の審議結果については約1か月で事務局よりお知らせいたします。

(註2) 掲載否の場合、該当事由の番号をお知らせしますが、それ以上の説明は致しません。

(改定 2010 年 6 月 4 日)

(改定 2012 年 6 月 1 日)

※文書番号のみ変更

(改定 2017 年 6 月 6 日)